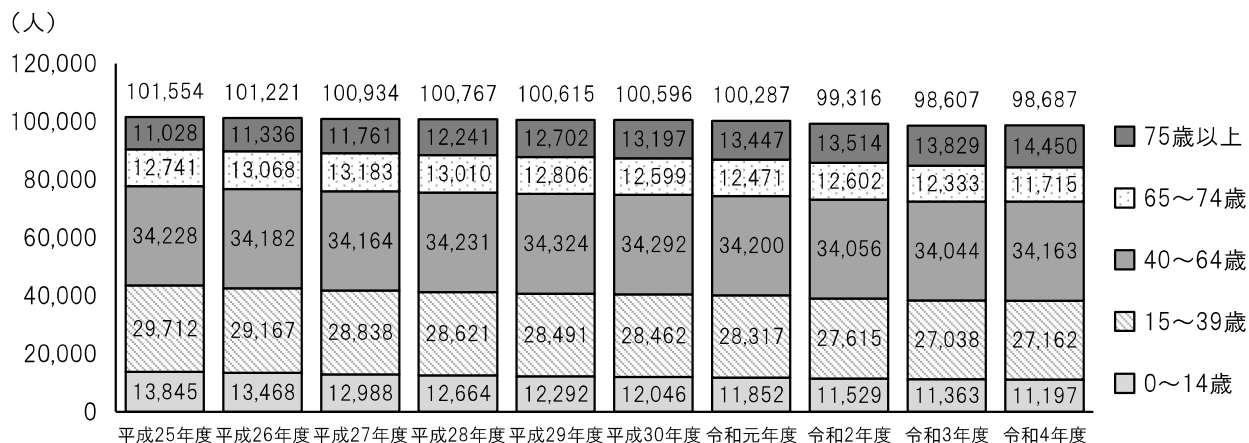


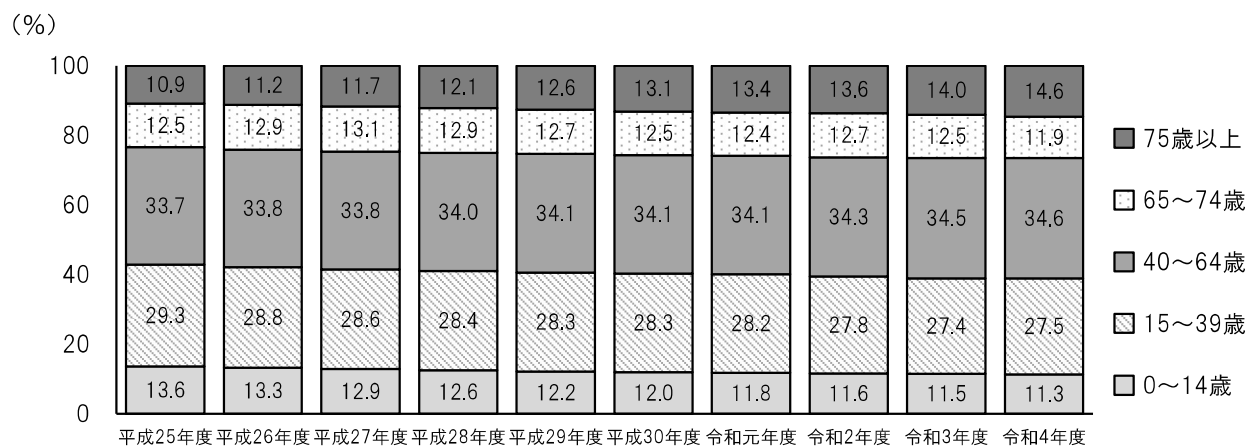
# 1 関連統計データ

## (1) 年齢別人口の推移

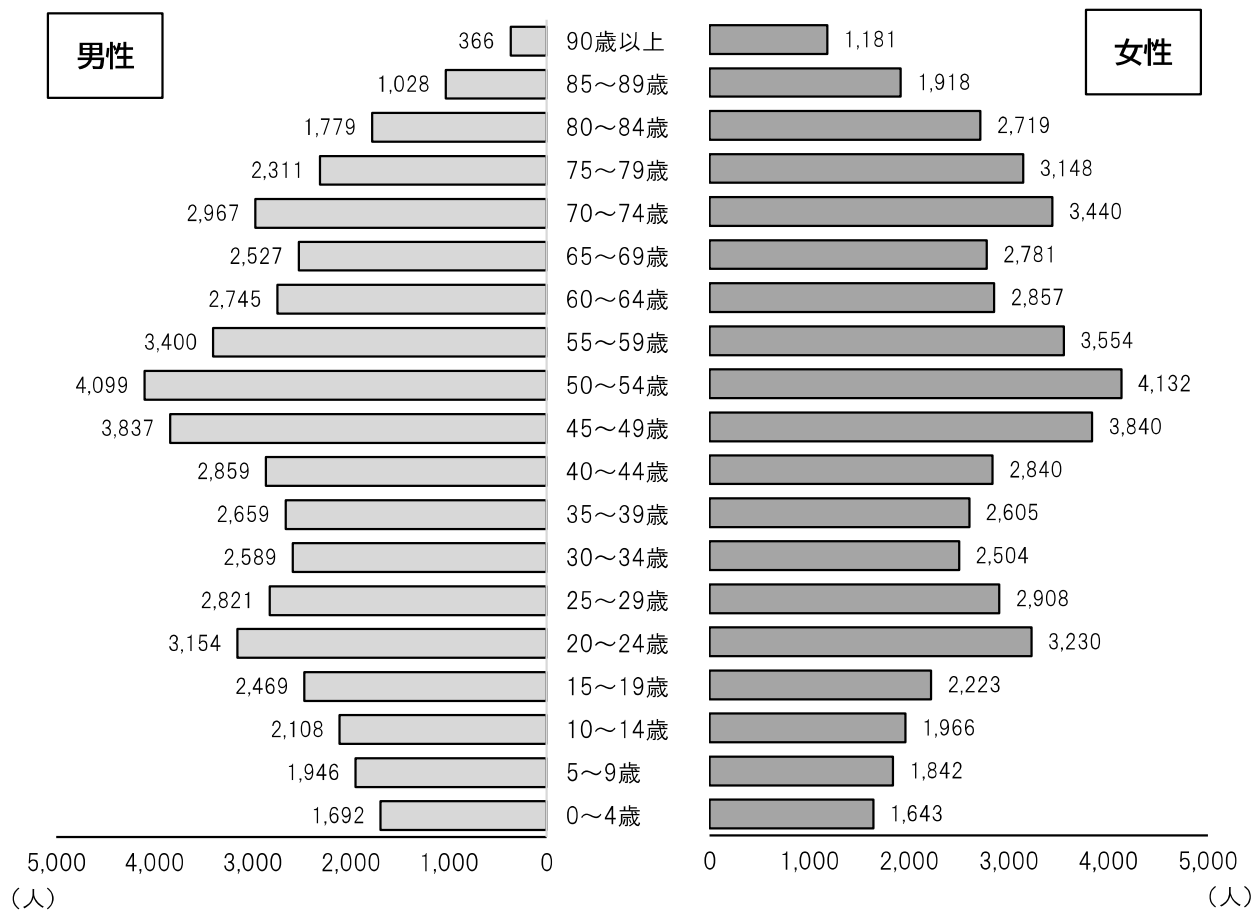
### ■年齢5区分別人口の推移



### ■年齢5区分別人口割合の推移



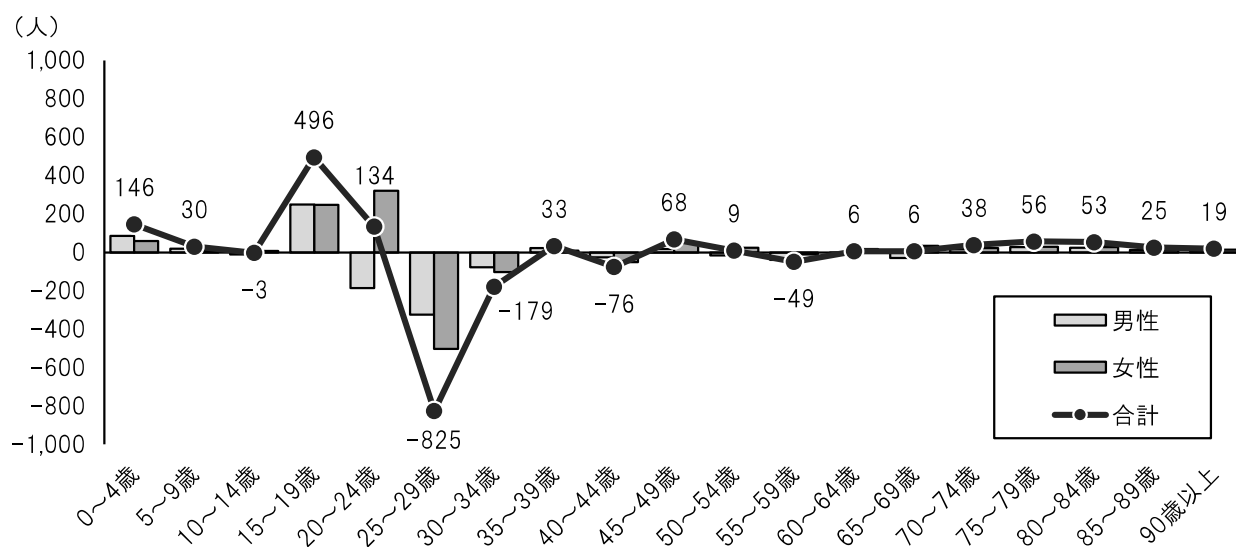
## ■人口ピラミッド（令和5（2023）年3月末時点）



資料：住民基本台帳

## (2) 社会移動の状況

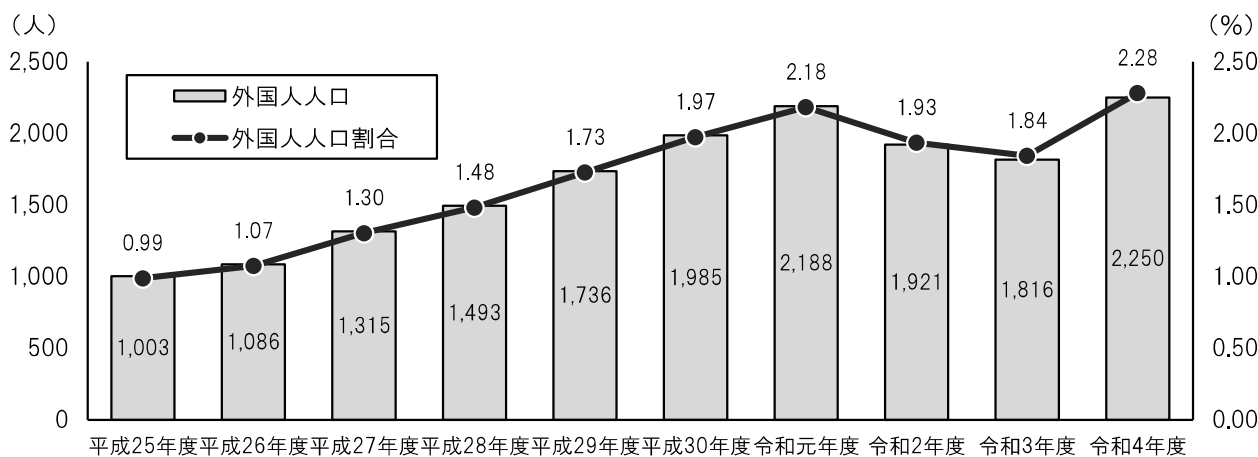
### ■平成30（2018）年～令和4（2022）年の年齢別転入超過数（累計）



資料：住民基本台帳人口移動報告

## (3) 外国人住民の推移

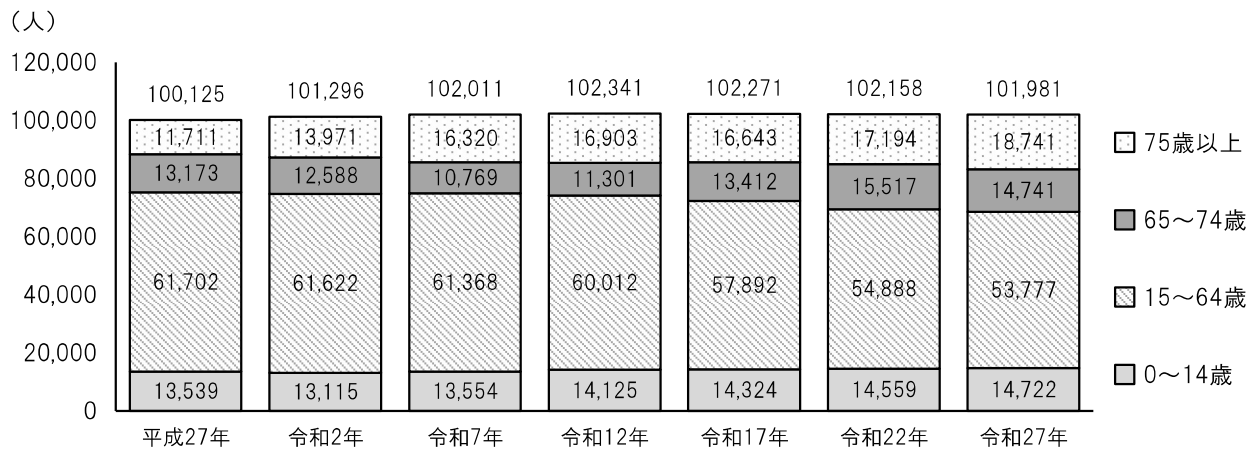
### ■外国人住民の推移



資料：住民基本台帳（各年度末時点）

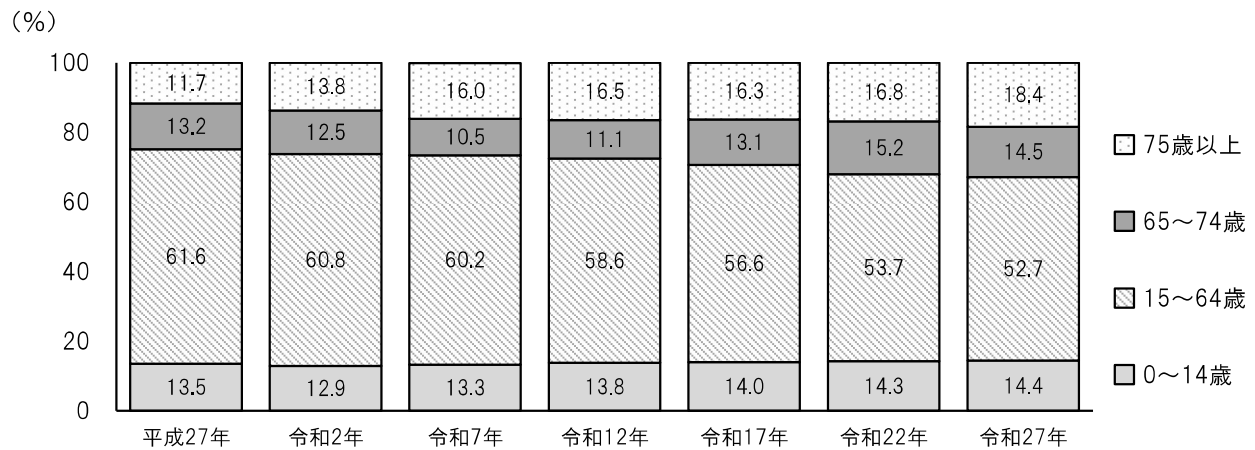
## (4) 人口の将来展望

### ■年齢4区分別推計人口の推移



資料：平成 27（2015）年 10 月泉佐野市人口ビジョン

### ■年齢4区分別推計人口割合の推移

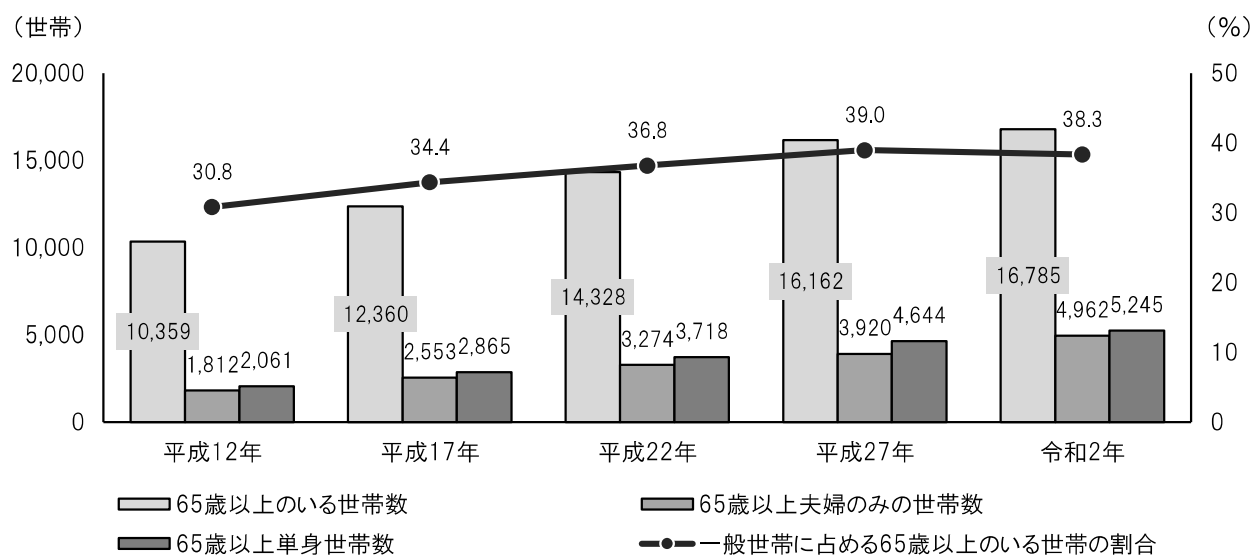


資料：平成 27（2015）年 10 月泉佐野市人口ビジョン

※推計人口は国勢調査に基づく人口のため、平成 27（2015）年の人口は P. 85 の住民基本台帳人口とはやや異なっています。

## (5) 高齢者世帯の推移

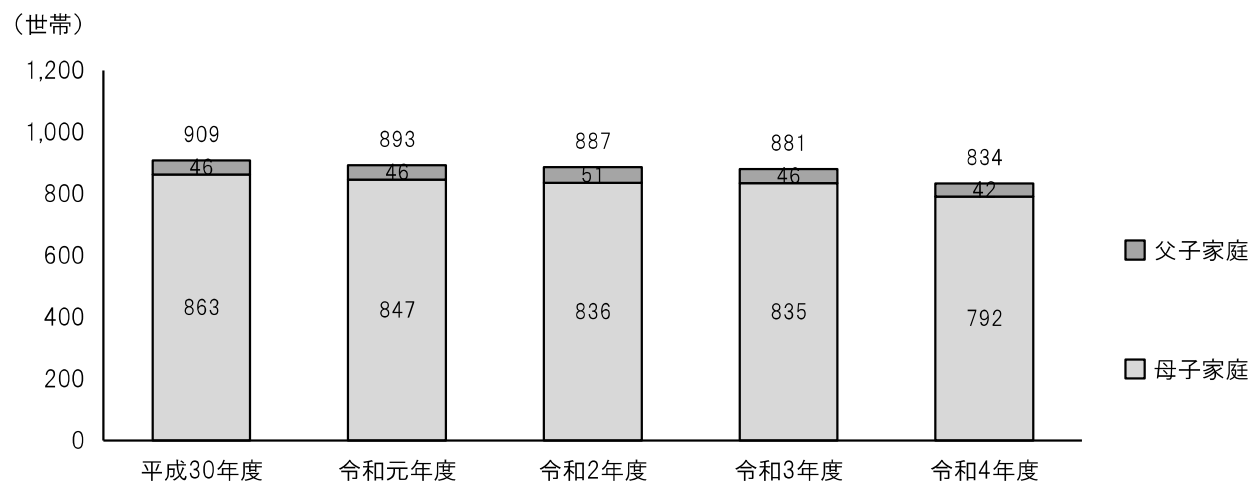
### ■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

## (6) ひとり親世帯の推移

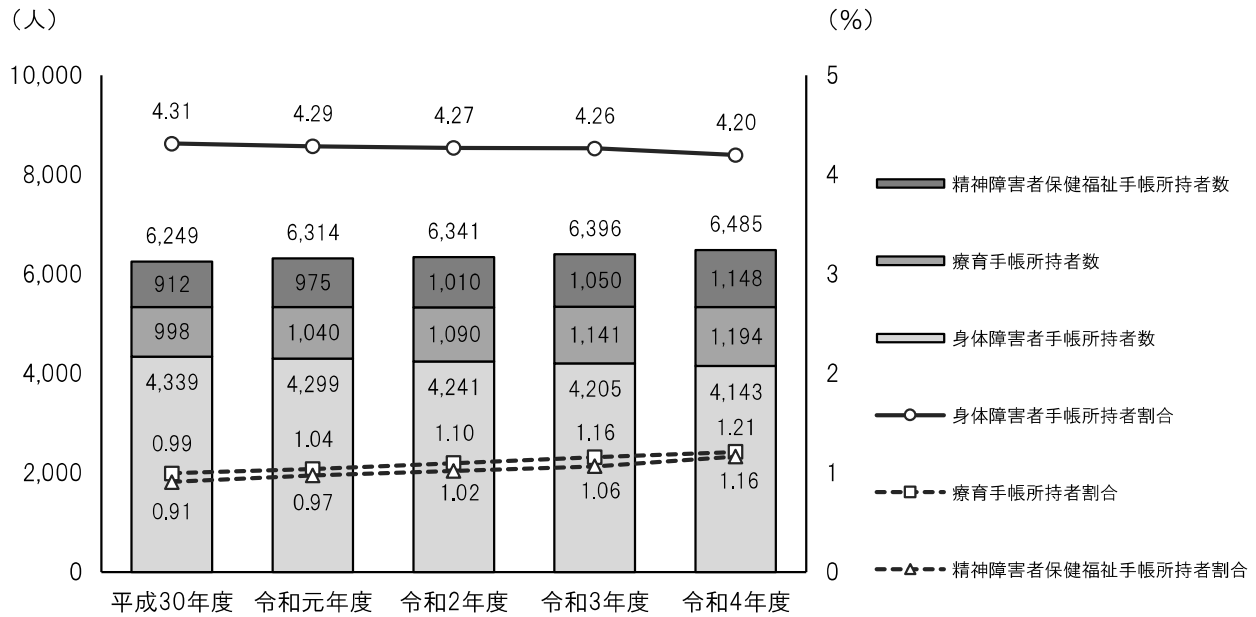
### ■ひとり親世帯数の推移



資料：子育て支援課（各年度末時点）

## (7) 障害者数の推移

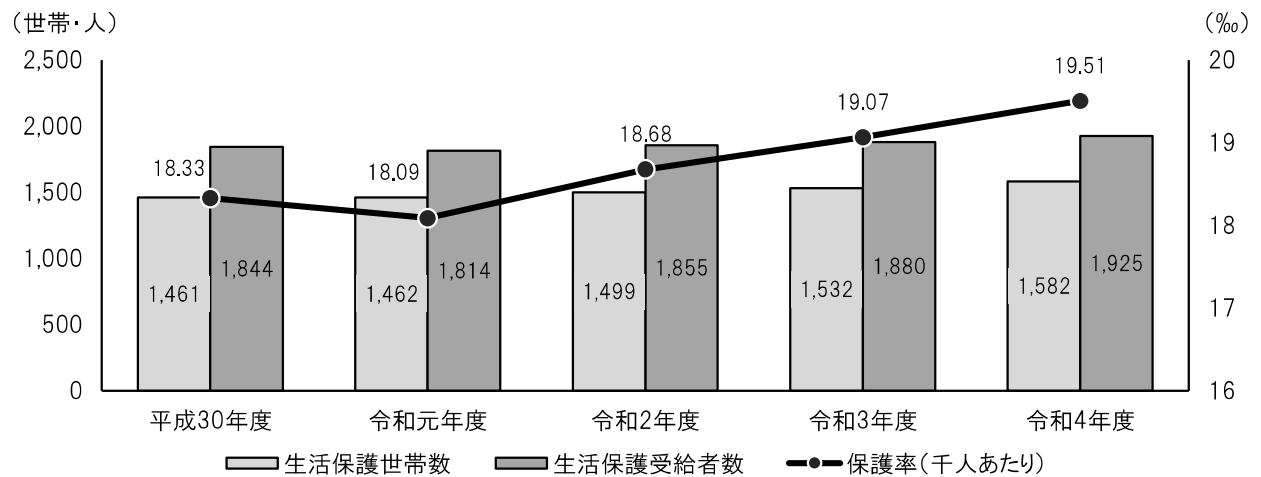
### ■障害者手帳所持者数の推移



資料：地域共生推進課（各年度末時点）

## (8) 生活保護受給者数

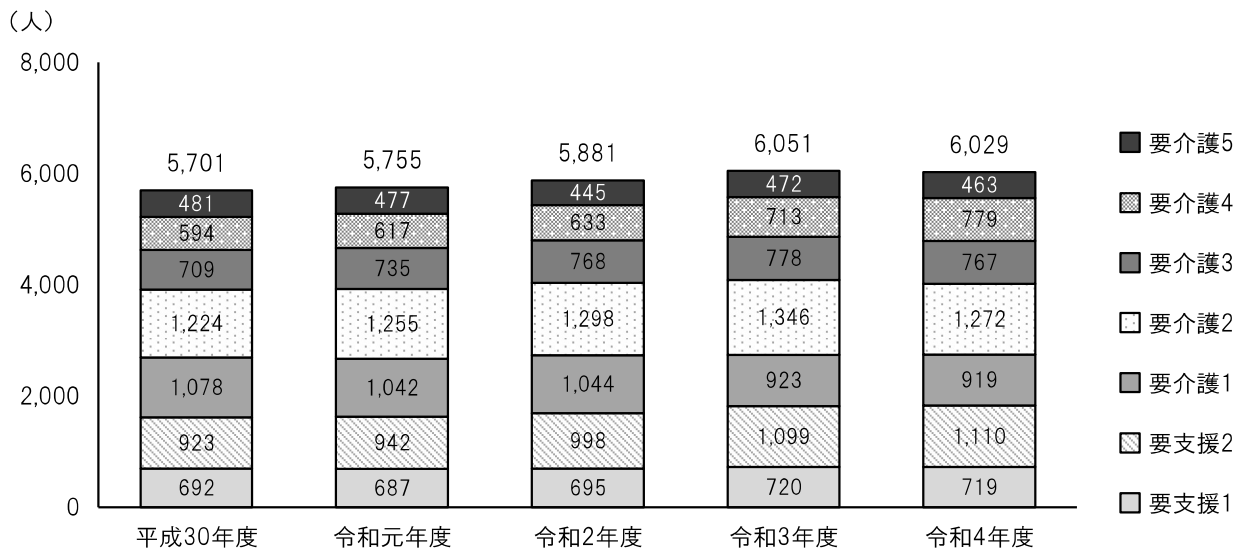
### ■生活保護受給者数の推移



資料：生活福祉課（各年度末時点）

## (9) 要支援・要介護認定者数

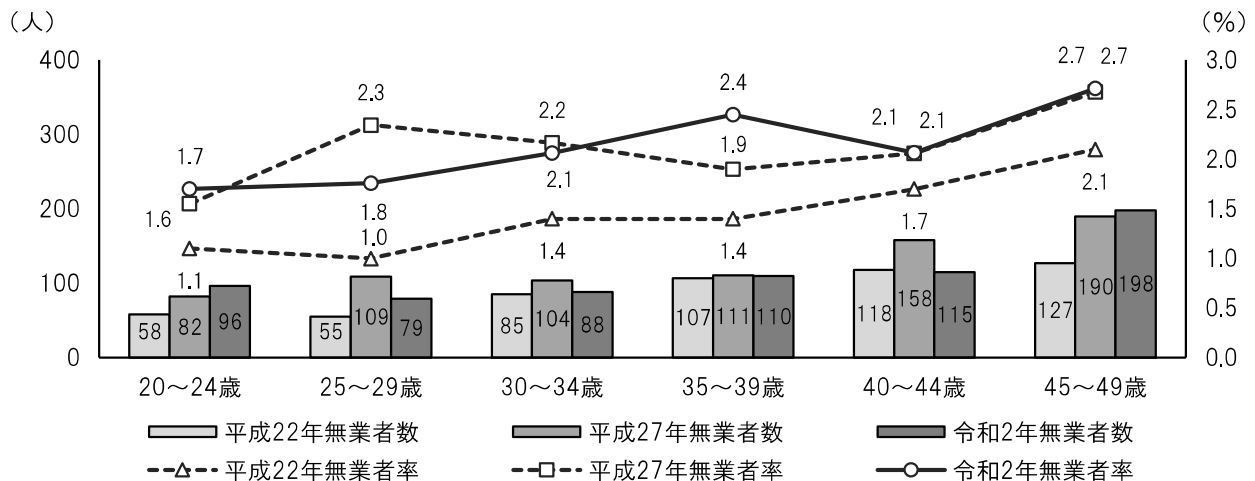
### ■要支援・要介護認定者数の推移



資料：平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」  
令和 3（2021）年度～令和 4（2022）年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

## (10) 無業者数

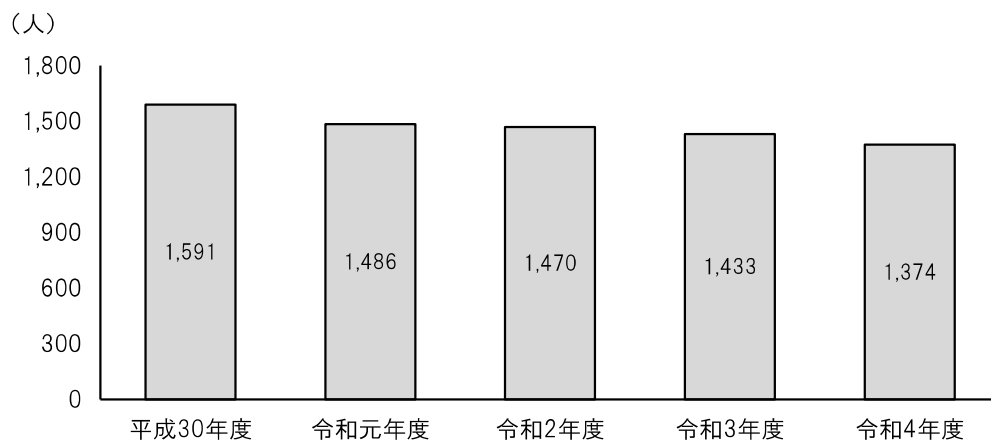
### ■無業者数の経年比較



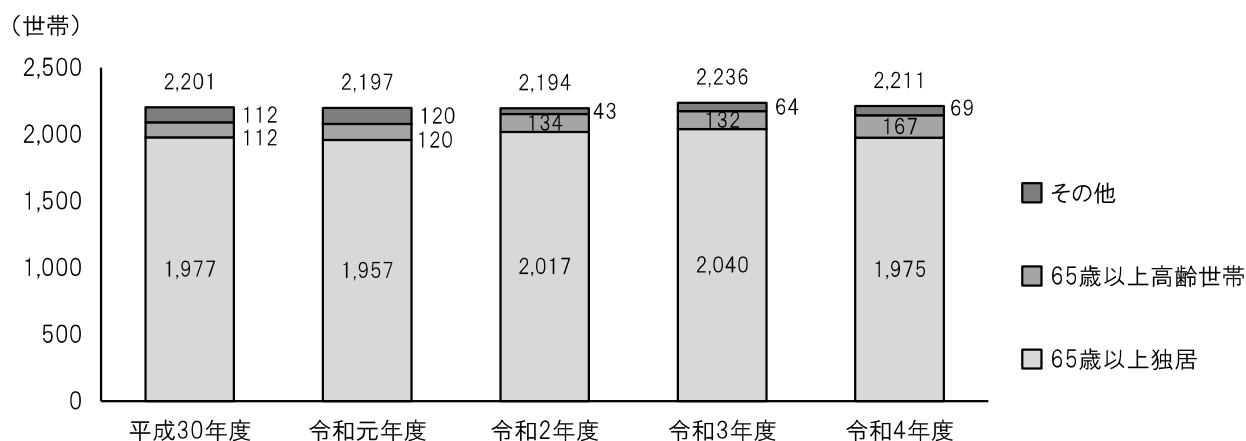
資料：国勢調査

## (11) 地域福祉活動の状況

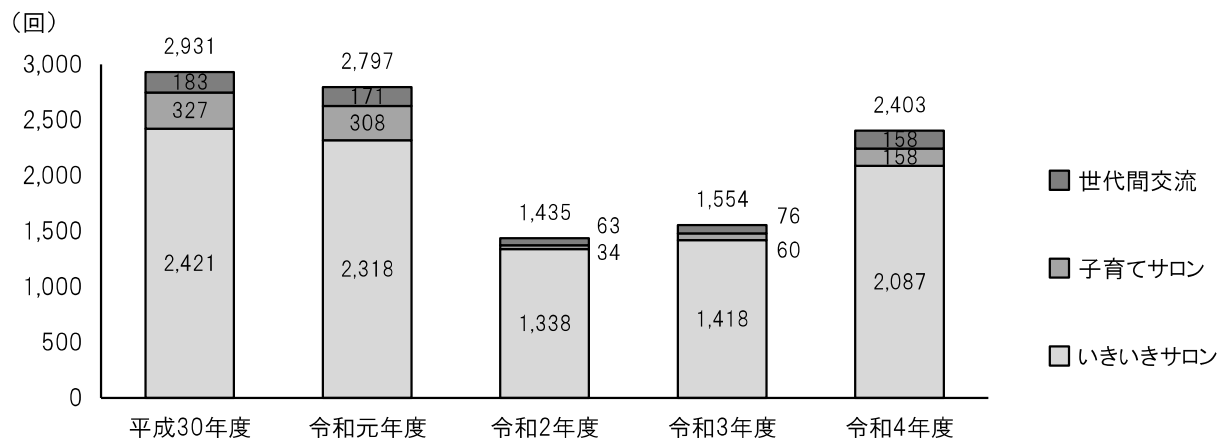
### ■地区福祉委員会の登録協力員数



### ■個別訪問活動ネット対象世帯数



### ■グループ支援活動開催数

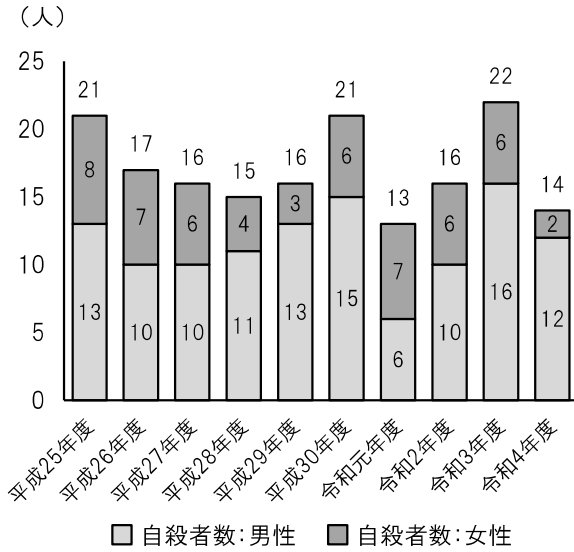


資料：地域共生推進課（各年度末時点）

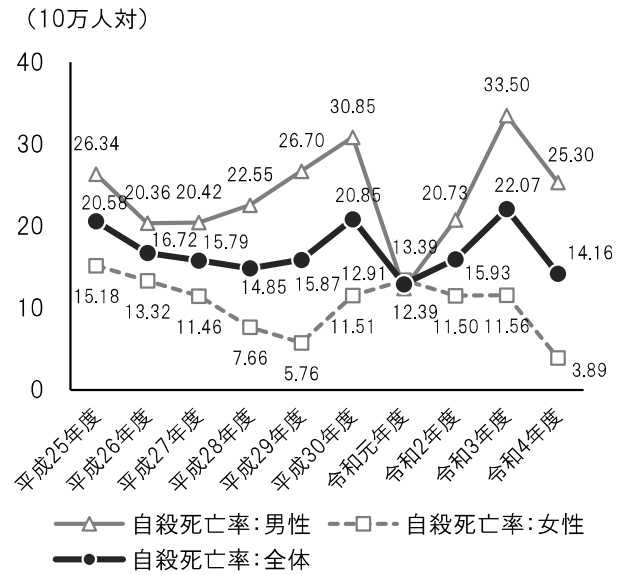


## (12) 自殺に関する統計

### ■直近 10 年間の自殺者数の推移

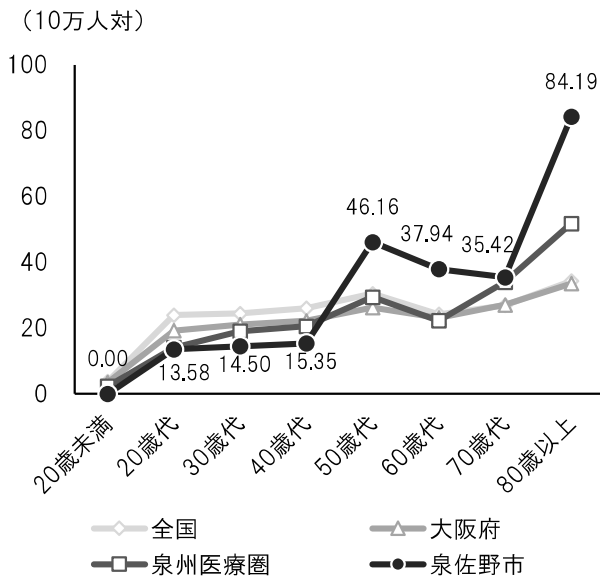


### ■直近 10 年間の自殺死亡率の推移

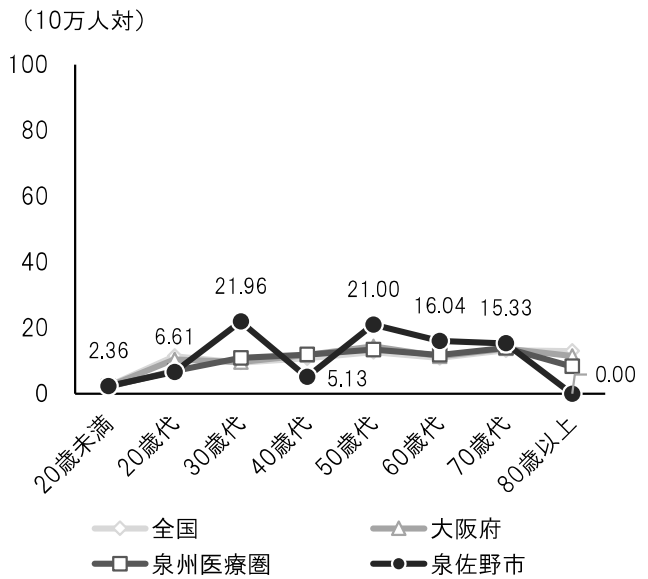


資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

### ■男性：年齢別自殺死亡率の比較

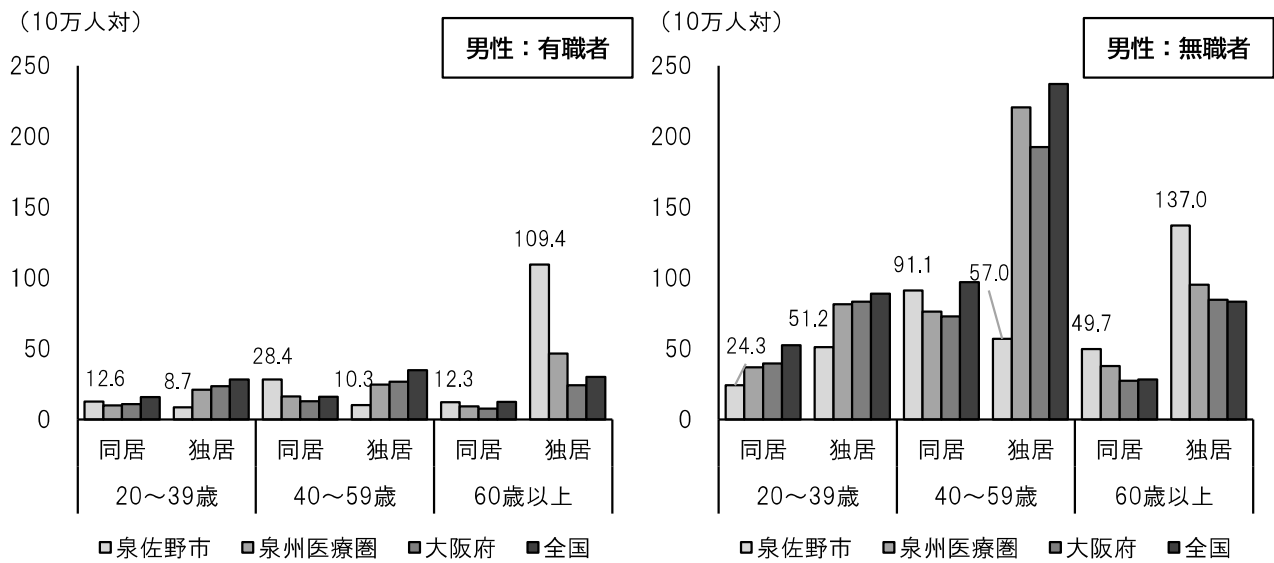


### ■女性：年齢別自殺死亡率の比較



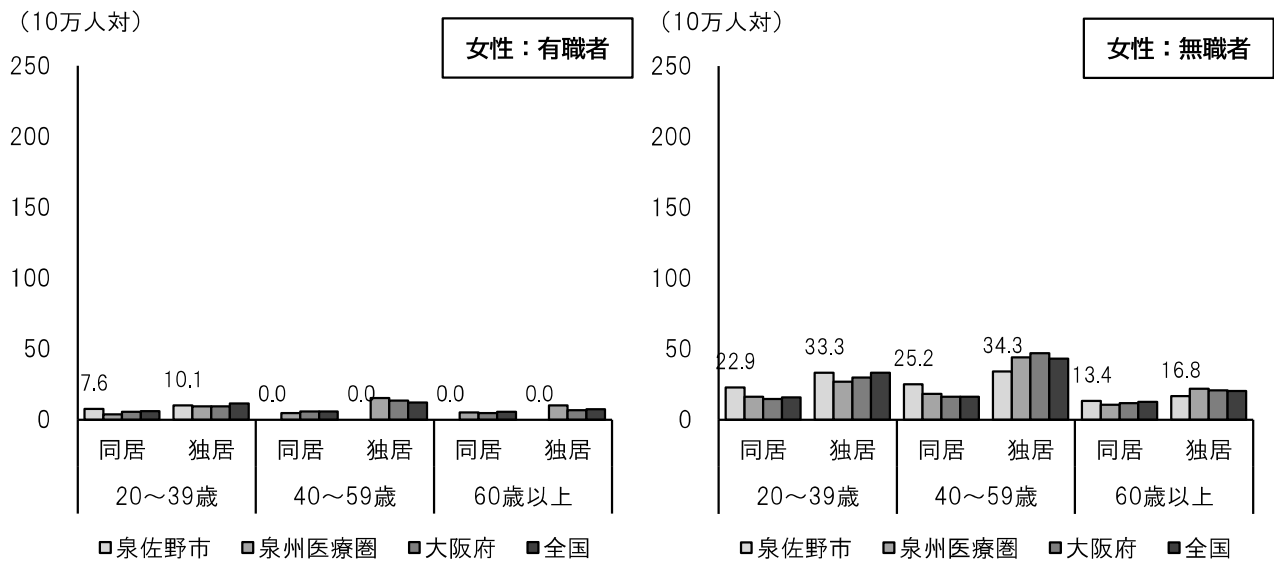
資料：地域自殺実態プロフィール（平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの数値を掲載）  
 ※泉州医療圏：泉佐野市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

## ■男性：年齢・職業の有無・同独居別でみた自殺死亡率の比較



資料：地域自殺実態プロファイル（平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの数値を掲載）  
 ※泉州医療圏：泉佐野市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

## ■女性：年齢・職業の有無・同独居別でみた自殺死亡率の比較

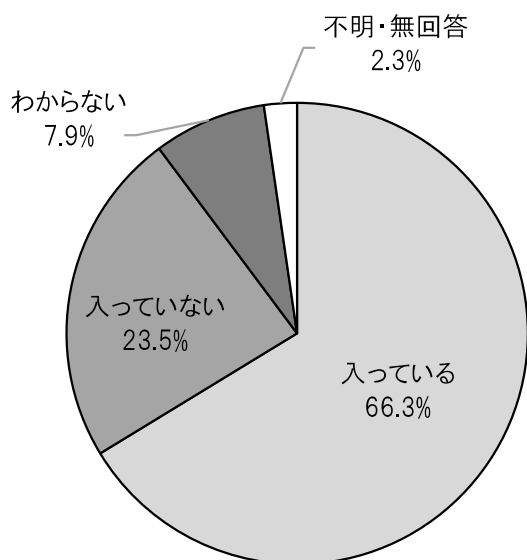


資料：地域自殺実態プロファイル（平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの数値を掲載）  
 ※泉州医療圏：泉佐野市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

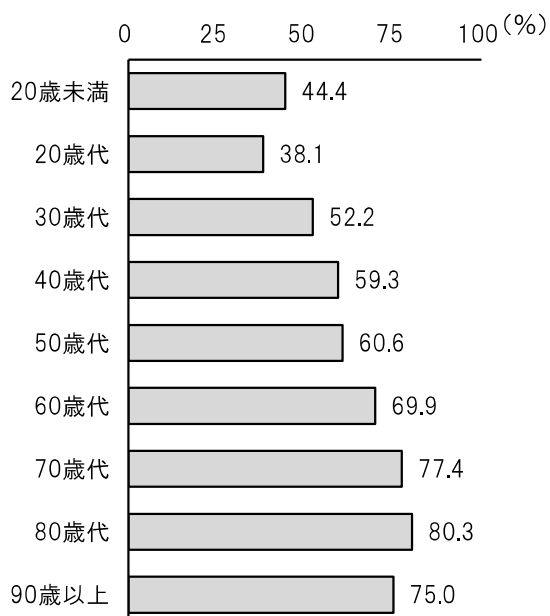
## 2 アンケート調査結果

### (1) 町会・自治会への参加

#### ■町会・自治会への参加



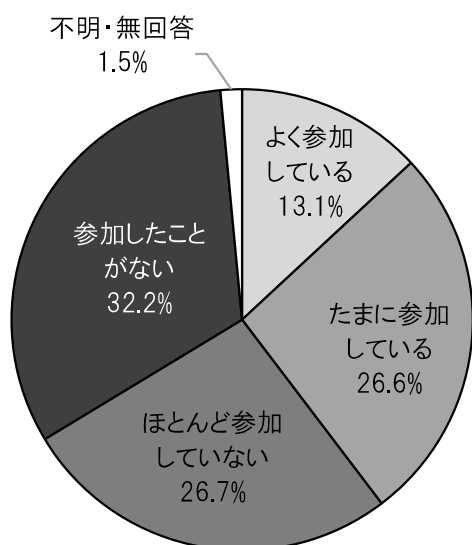
#### ■町会・自治会への参加×年齢



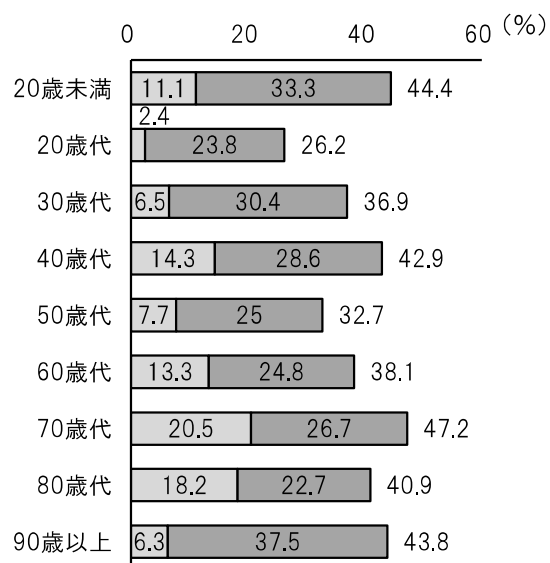
※右グラフは「入っている」のみ掲載

### (2) 地域の行事やイベントなどへの参加

#### ■地域の行事やイベントなどへの参加



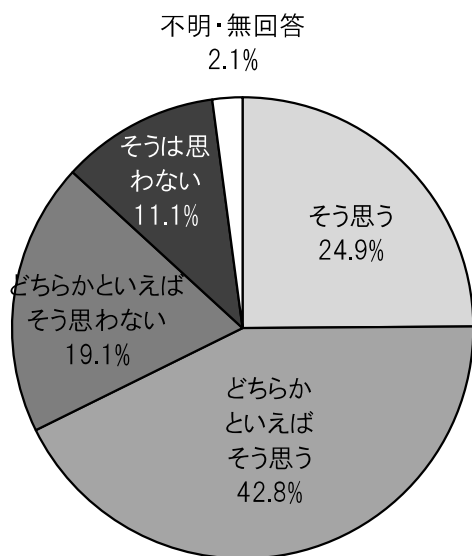
#### ■地域の行事やイベントなどへの参加×年齢



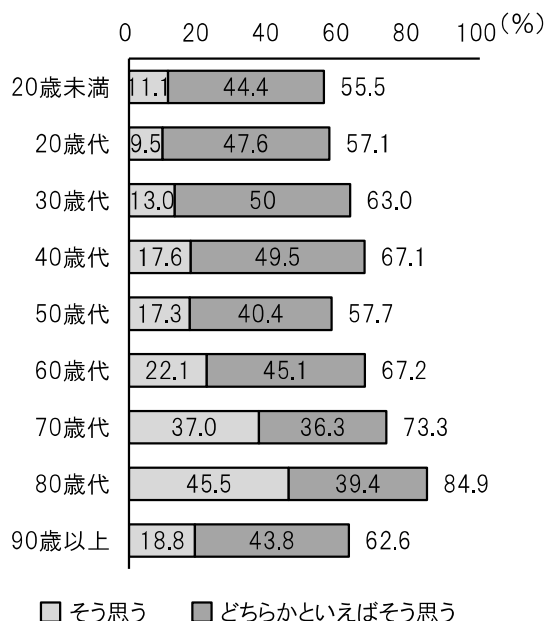
□ よく参加している    ■ たまに参加している

### (3) 住んでいる地域の人々は日頃から気遣ったり声をかけ合ったりしているか

■住んでいる地域の住民の関係性

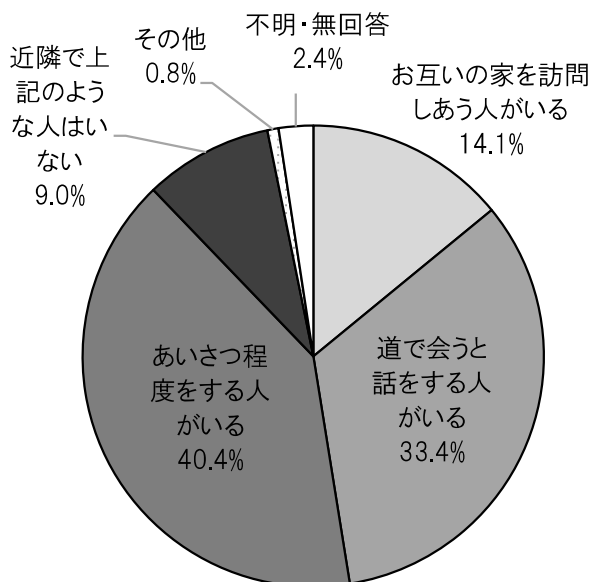


■住んでいる地域の住民の関係性×年齢

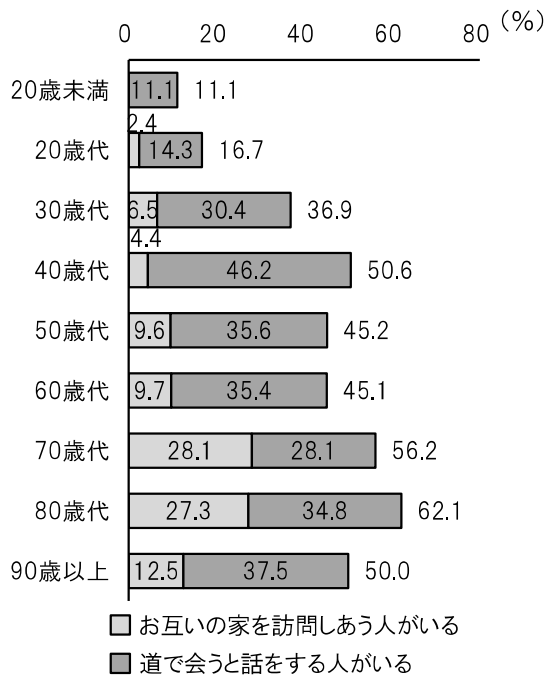


### (4) ご近所との関わり方

■ご近所との関わり方



■ご近所との関わり方×年齢



## (5) 日常生活での悩みごとや困りごと

### ■日常生活での悩みごとや困りごと×性・年齢

単位:%	家族関係の不和	子育てに関すること	家族の介護・看病等	自分の病気の悩み	経済的な問題	仕事の不振	職場の人間関係	長時間労働等、労働環境に関すること	交際関係(恋愛)に関すること	学校に関すること(いじめ、学業不振等)	進学・就職に関すること	孤独感に関すること	性自認・性的志向に関すること	その他	
全体	12.5	14.2	20.9	32.1	32.4	8.4	10.8	7.1	0.7	1.0	4.4	10.8	0.3	9.1	
男性	20歳未満	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0
	20歳代	60.0	20.0	0.0	0.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30歳代	25.0	12.5	0.0	25.0	75.0	25.0	37.5	12.5	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	40歳代	0.0	12.5	12.5	12.5	43.8	12.5	12.5	25.0	0.0	0.0	6.3	12.5	0.0	12.5
	50歳代	6.3	12.5	25.0	25.0	37.5	18.8	18.8	6.3	6.3	0.0	12.5	6.3	0.0	12.5
	60歳代	8.7	0.0	30.4	17.4	30.4	17.4	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0
	70歳代	8.7	4.3	17.4	60.9	43.5	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.7	0.0	8.7
	80歳代	0.0	0.0	45.5	54.5	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
	90歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
女性	20歳未満	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	0.0	8.3	8.3	8.3	16.7	0.0	8.3	33.3	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	16.7
	30歳代	25.0	45.0	0.0	15.0	35.0	10.0	10.0	10.0	5.0	5.0	10.0	20.0	0.0	10.0
	40歳代	15.4	42.3	26.9	19.2	42.3	3.8	7.7	11.5	0.0	7.7	3.8	7.7	0.0	0.0
	50歳代	15.8	21.1	31.6	18.4	28.9	10.5	21.1	5.3	0.0	0.0	0.0	7.9	0.0	10.5
	60歳代	19.2	15.4	30.8	26.9	34.6	3.8	19.2	3.8	0.0	0.0	3.8	7.7	0.0	11.5
	70歳代	12.5	0.0	12.5	65.6	21.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	15.6
	80歳代	0.0	0.0	33.3	58.3	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0
	90歳以上	0.0	0.0	25.0	50.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	12.5

## (6) 悩みごとや困りごとの相談相手・相談先

### ■悩みごとや困りごとの相談相手・相談先×性・年齢

単位:%	同居の家族や親族	別居の家族や親族	友人や同僚	恋人	近所の知り合い	学校や職場の先輩・後輩	学校の先生や職場の上司	カウンセラー	かかりつけの病院の医師	
全体	64.2	32.2	41.0	3.5	6.8	4.2	1.4	0.6	12.9	
男性	20歳未満	100.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	20歳代	50.0	16.7	55.6	16.7	5.6	22.2	0.0	0.0	0.0
	30歳代	58.8	11.8	29.4	0.0	0.0	17.6	5.9	0.0	0.0
	40歳代	57.1	22.9	37.1	2.9	2.9	11.4	2.9	0.0	11.4
	50歳代	76.9	15.4	35.9	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3
	60歳代	71.4	30.6	40.8	2.0	0.0	4.1	0.0	0.0	18.4
	70歳代	60.3	30.2	25.4	3.2	9.5	1.6	0.0	0.0	28.6
	80歳代	63.3	40.0	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	13.3
	90歳以上	100.0	33.3	100.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7
女性	20歳未満	85.7	0.0	71.4	14.3	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0
	20歳代	52.2	8.7	52.2	34.8	0.0	8.7	0.0	4.3	4.3
	30歳代	69.0	58.6	69.0	3.4	6.9	3.4	6.9	0.0	3.4
	40歳代	75.0	33.9	58.9	3.6	3.6	5.4	3.6	1.8	5.4
	50歳代	73.0	33.3	58.7	0.0	4.8	7.9	0.0	0.0	4.8
	60歳代	59.4	39.1	53.1	0.0	3.1	1.6	0.0	3.1	7.8
	70歳代	66.3	45.8	33.7	1.2	14.5	1.2	0.0	0.0	21.7
	80歳代	50.0	33.3	19.4	0.0	19.4	0.0	0.0	0.0	13.9
	90歳以上	53.8	38.5	15.4	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	15.4
単位:%	かかりつけの病院の看護師	かかりつけの薬局の薬剤師	公的機関の相談員	民間の相談員	専門電話やメール相談員	その他	相談したいができない	相談したいと思わない	不明・無回答	
全体	1.5	1.2	3.2	0.6	0.3	1.7	3.3	5.9	1.1	
男性	20歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	20歳代	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	
	30歳代	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	17.6	
	40歳代	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4	11.4	
	50歳代	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	2.6	2.6	5.1	
	60歳代	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	
	70歳代	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	3.2	12.7	
	80歳代	0.0	0.0	3.3	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	90歳以上	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
女性	20歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	20歳代	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0	8.7	
	30歳代	0.0	0.0	10.3	0.0	0.0	6.9	3.4	0.0	
	40歳代	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	
	50歳代	0.0	1.6	3.2	1.6	3.2	0.0	1.6	3.2	
	60歳代	1.6	1.6	9.4	0.0	0.0	3.1	3.1	3.1	
	70歳代	0.0	3.6	3.6	1.2	0.0	1.2	0.0	4.8	
	80歳代	8.3	0.0	5.6	0.0	0.0	2.8	0.0	5.6	
	90歳以上	7.7	0.0	7.7	7.7	0.0	15.4	0.0	0.0	

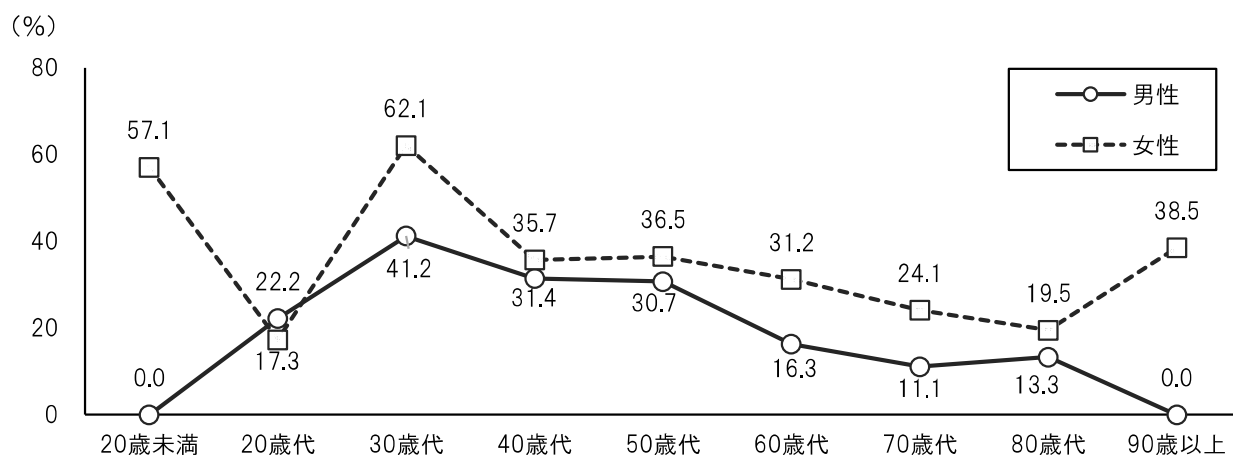
## (7) 相談する手段の利用意向

### ■相談する手段の利用意向×性・年齢

単位:%		直接会って相談する	電話を利用して相談する	メールを利用して相談する	個人を特定できるSNSで相談する	匿名のSNSやネット掲示板などで不特定多数に発信する	インターネットで検索する	その他
全体		48.1	40.9	22.9	19.0	5.6	41.7	3.4
男性	20歳未満	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0
	20歳代	50.0	50.0	33.3	44.4	5.6	55.6	5.6
	30歳代	23.5	23.5	23.5	23.5	11.8	64.7	0.0
	40歳代	40.0	37.1	22.9	20.0	5.7	42.9	8.6
	50歳代	38.5	35.9	25.6	30.8	12.8	56.5	0.0
	60歳代	47.0	55.1	38.8	16.3	10.2	57.2	10.2
	70歳代	36.5	38.1	4.8	3.2	0.0	17.5	3.2
	80歳代	56.7	30.0	16.6	3.3	3.3	10.0	0.0
	90歳以上	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
女性	20歳未満	57.2	14.3	28.6	57.2	28.6	57.2	0.0
	20歳代	60.8	56.5	30.4	65.2	26.1	73.9	8.6
	30歳代	72.4	51.7	51.7	48.3	13.8	82.7	10.3
	40歳代	62.5	44.7	39.2	37.5	7.2	76.7	0.0
	50歳代	55.5	53.9	39.7	27.0	3.2	63.5	1.6
	60歳代	53.1	46.9	21.9	10.9	3.2	40.7	3.2
	70歳代	33.7	26.5	9.6	0.0	0.0	13.2	1.2
	80歳代	52.8	36.2	2.8	2.8	0.0	5.6	2.8
	90歳以上	46.2	46.2	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7

## (8) 死にたい気持ちになったことや自殺を考えたことがあるか

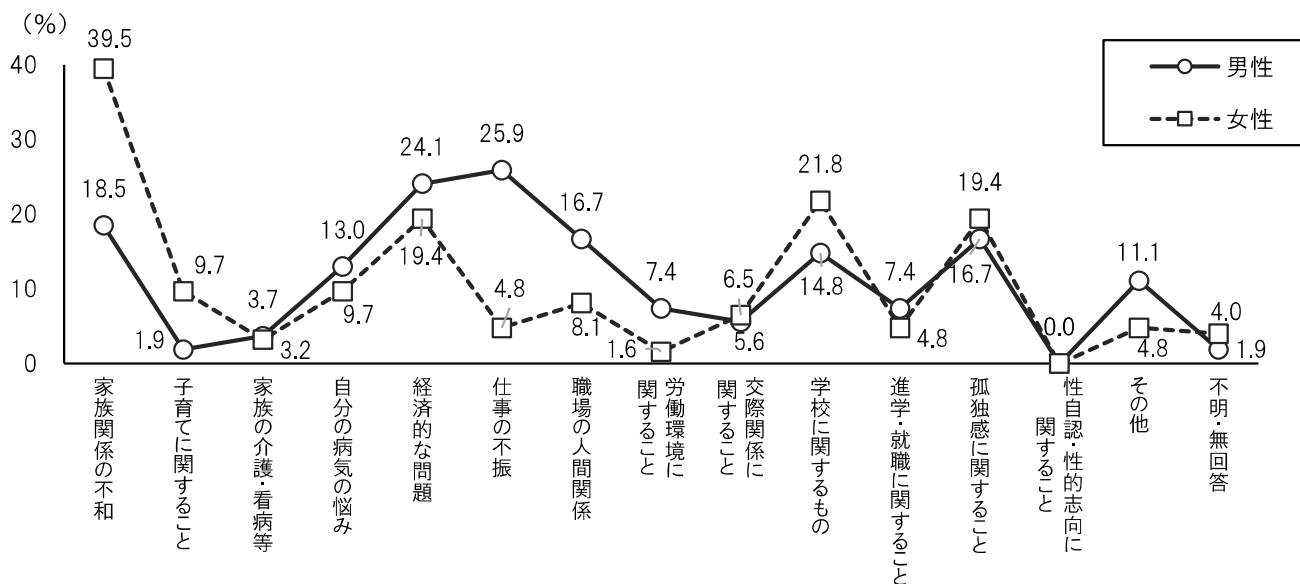
### ■死にたい気持ちになったことや自殺を考えたことがあるか×性別・年齢



※「死にたい気持ちになったことがある」「実際に自殺しようと思ったことがある」の合算を掲載

## (9) 自殺を考えた際の悩みの原因

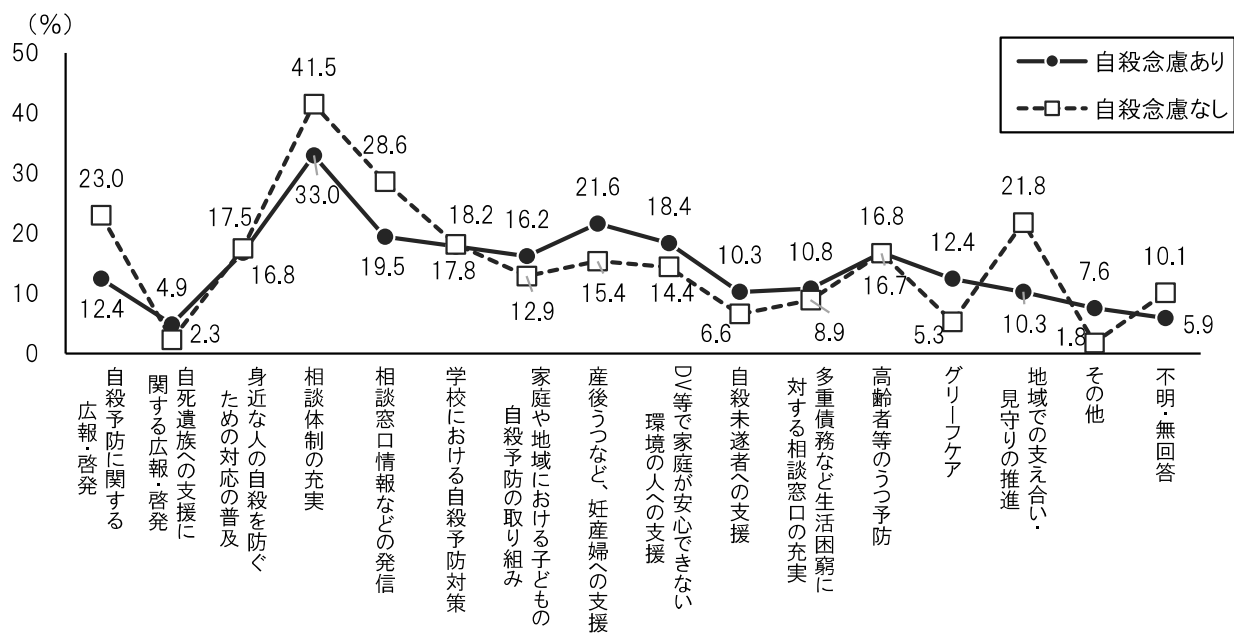
### ■自殺を考えた際の悩みの原因×性別





## (10) 今後求められる自殺対策

### ■今後求められる自殺対策×自殺念慮の有無



※自殺念慮とは、死にたいと思い、自殺することについて思い巡らすことです。アンケート調査で、「死にたい気持ちになったことがある」「実際に自殺しようと考えたことがある」を回答した場合を【自殺念慮あり】としています

## (11) 地域での福祉活動を盛んにするために必要な取り組み

### ■地域での福祉活動を盛んにするために必要な取り組み×居住地／年齢

単位：%	町会・自治会など地域の互助組織への加入を促す	隣近所など周囲の理解と協力による見守りなどの支援	ボランティア団体等市民活動への支援を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	高齢者や障害者等、就職が難しい人への就労支援	人が集まり、気軽に相談できる場や機会をつくる	子どもを育てながらも就労できるような子育て支援策を充実させる	子どもが様々な経験を積んで成長できる機会をつくる	高齢者や障害者を支えるサービスに従事する人材の確保	その他	上記にあてはまるものはない	不明・無回答	
全体	14.7	27.0	13.5	32.5	18.8	30.2	26.7	23.7	30.5	2.1	3.0	8.2	
居住地	第一小学校区	8.9	19.6	12.5	35.7	12.5	33.9	26.8	23.2	28.6	3.6	3.6	8.9
	第二小学校区	3.9	27.3	14.3	40.3	19.5	36.4	26.0	32.5	35.1	1.3	5.2	2.6
	第三小学校区	19.2	26.9	11.5	46.2	15.4	26.9	19.2	7.7	34.6	0.0	7.7	7.7
	日新小学校区	22.0	28.8	11.9	37.3	25.4	25.4	25.4	22.0	18.6	0.0	3.4	6.8
	北中小学校区	17.1	31.4	20.0	40.0	8.6	31.4	8.6	17.1	37.1	2.9	0.0	11.4
	長坂小学校区	26.5	20.4	8.2	22.4	22.4	30.6	30.6	26.5	34.7	0.0	4.1	10.2
	日根野小学校区	15.3	36.5	10.6	23.5	23.5	27.1	35.3	34.1	29.4	3.5	2.4	3.5
	長南小学校区	18.8	29.2	14.6	41.7	22.9	18.8	27.1	12.5	31.3	2.1	2.1	8.3
	上之郷小学校区	7.1	21.4	7.1	50.0	7.1	42.9	50.0	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0
	大木小学校区	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	33.3	0.0	0.0	50.0	0.0	16.7	0.0
	佐野台小学校区	22.6	29.0	3.2	16.1	12.9	35.5	19.4	19.4	35.5	6.5	0.0	19.4
	末広小学校区	4.0	24.0	14.0	30.0	16.0	30.0	36.0	24.0	38.0	2.0	2.0	10.0
	中央小学校区	18.8	25.0	21.9	28.1	20.3	28.1	29.7	28.1	29.7	1.6	0.0	6.3
年齢	20歳未満	22.2	22.2	22.2	44.4	22.2	22.2	44.4	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
	20歳代	2.4	23.8	9.5	35.7	33.3	26.2	50.0	42.9	26.2	0.0	4.8	2.4
	30歳代	6.5	21.7	6.5	30.4	15.2	34.8	56.5	43.5	17.4	6.5	4.3	4.3
	40歳代	8.8	28.6	12.1	35.2	20.9	29.7	36.3	40.7	20.9	4.4	3.3	5.5
	50歳代	11.5	25.0	19.2	36.5	26.0	29.8	26.9	24.0	40.4	3.8	2.9	0.0
	60歳代	15.0	31.9	17.7	38.9	19.5	30.1	24.8	20.4	37.2	0.9	2.7	3.5
	70歳代	17.8	26.0	11.0	35.6	11.6	28.8	13.0	13.0	30.1	0.0	2.7	15.8
	80歳代	31.8	31.8	13.6	9.1	13.6	34.8	10.6	10.6	25.8	1.5	1.5	19.7
	90歳以上	6.3	25.0	6.3	18.8	31.3	25.0	18.8	0.0	56.3	6.3	6.3	18.8

## (12) 地域の福祉課題として取り組むべきテーマ

### ■地域の福祉課題として取り組むべきテーマ×居住地／年齢

単位:%	様々な事情で学校に行きづらい子どもへの支援	ヤングケアラー(家族の世話や介護をしている子ども・若者)への支援	ひきこもり状態にある人の社会参加や就労のための支援	公的機関・相談窓口の連携強化及び窓口体制の強化	身元保証人や緊急連絡先のない単身世帯に対する支援	飼い主の病気等によって飼育が困難になったペットの保護や支援	性的多様性に対する理解・配慮	再犯防止のために、犯罪をした人への更生支援	外国人住民の言語や文化に対する理解・配慮	上記にあてはまるものはない	不明・無回答	
全体	41.7	48.0	29.7	33.4	30.5	12.3	4.7	5.2	11.5	5.0	7.9	
居住地	第一小学校区	48.2	57.1	33.9	35.7	25.0	12.5	5.4	1.8	8.9	3.6	1.8
	第二小学校区	53.2	51.9	32.5	36.4	28.6	16.9	6.5	6.5	13.0	2.6	2.6
	第三小学校区	26.9	46.2	30.8	34.6	42.3	7.7	0.0	7.7	3.8	7.7	11.5
	日新小学校区	27.1	52.5	23.7	33.9	35.6	16.9	6.8	3.4	16.9	3.4	8.5
	北中小学校区	40.0	48.6	25.7	28.6	28.6	5.7	2.9	0.0	2.9	11.4	11.4
	長坂小学校区	49.0	38.8	44.9	18.4	32.7	18.4	4.1	4.1	20.4	2.0	10.2
	日根野小学校区	49.4	47.1	30.6	31.8	35.3	10.6	7.1	7.1	9.4	5.9	2.4
	長南小学校区	45.8	39.6	29.2	39.6	22.9	10.4	2.1	2.1	6.3	8.3	6.3
	上之郷小学校区	35.7	78.6	42.9	50.0	0.0	7.1	0.0	7.1	14.3	0.0	0.0
	大木小学校区	50.0	16.7	66.7	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
	佐野台小学校区	32.3	45.2	16.1	45.2	25.8	9.7	6.5	3.2	3.2	9.7	19.4
	末広小学校区	46.0	46.0	30.0	32.0	30.0	14.0	2.0	8.0	10.0	2.0	14.0
	中央小学校区	34.4	54.7	23.4	32.8	29.7	15.6	7.8	7.8	15.6	3.1	7.8
年齢	20歳未満	66.7	55.6	11.1	22.2	33.3	33.3	11.1	0.0	33.3	0.0	0.0
	20歳代	52.4	54.8	38.1	11.9	23.8	21.4	9.5	0.0	21.4	9.5	2.4
	30歳代	65.2	60.9	32.6	19.6	26.1	8.7	8.7	13.0	13.0	2.2	2.2
	40歳代	59.3	54.9	24.2	31.9	27.5	13.2	8.8	6.6	12.1	4.4	4.4
	50歳代	46.2	52.9	33.7	34.6	31.7	25.0	4.8	6.7	18.3	4.8	1.0
	60歳代	38.9	52.2	28.3	41.6	38.1	13.3	5.3	7.1	12.4	1.8	3.5
	70歳代	27.4	41.8	29.5	37.7	32.9	3.4	0.7	3.4	6.8	5.5	13.7
	80歳代	30.3	24.2	30.3	34.8	24.2	1.5	1.5	0.0	1.5	9.1	22.7
	90歳以上	31.3	50.0	43.8	37.5	18.8	18.8	0.0	6.3	6.3	6.3	6.3

### 3 泉佐野市地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	◎鈴木 大介	大阪成蹊短期大学 幼児教育学科准教授	
	○金田 喜弘	佛教大学 専門職キャリアサポートセンター講師	
	平田 佳之	平田佳之法律事務所 弁護士	
地域福祉団体の代表者	宇賀 豊春	泉佐野市町会連合会 連合副会長	R5.4.16 まで
	菊 豊		R5.4.17 から
	滝本 岩男	泉佐野市長生会連合会 会長	
	東谷 寛治	泉佐野市身体障害者福祉会 会長	R5.5.20 まで
	川合 裕人		R5.5.21 から
	山中 辰也	公益社団法人 泉佐野市人権協会 副理事長	
	中西 常泰	泉佐野市民生委員児童委員協議会 会長	
	家治 邦清	泉佐野地区保護司会 会長	R5.4.25 まで
	松井 昭憲		R5.4.26 から
	西願 幸雄	社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会 副会長	R5.6.14 まで
市道 寛文	R5.6.15 から		
保健・医療・福祉施設等の代表者	新山 一秀	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 副会長	
	田中 正清	泉佐野市民間社会福祉施設協議会 会長	R5.5.9 まで
	赤井 智毅		R5.5.10 から
	駒木 亮	泉佐野民間保育協議会 会長	
公募市民	三木 とよ子	市民公募委員	
	平山 農	市民公募委員	

◎会長兼委員長 ○副会長兼副委員長 (敬称略・順不同)

## 4 泉佐野市地域福祉推進審議会規則

平成 16 年 3 月 29 日

泉佐野市規則第 3 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日泉佐野市規則第 9 号

平成 27 年 2 月 5 日泉佐野市規則第 3 号

平成 31 年 3 月 29 日泉佐野市規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市附属機関条例（平成 12 年泉佐野市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、泉佐野市地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設等の代表者
- (4) 公募した市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 8 条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合

は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し  
審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる  
場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会  
議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日泉佐野市規則第9号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月5日泉佐野市規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日泉佐野市規則第5号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 5 泉佐野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉や社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して、泉佐野市の地域福祉の推進を目指して「地域福祉活動計画」の策定および推進のための委員会を設置する。

(名称)

第2条 この委員会は泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は地域福祉活動計画の策定・推進に関する調査及び検討を行うものとする。

(委員の構成)

第4条 この委員会は20名以内をもって構成する。

2 委員会は別表で掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選において選出する。

3 委員長は議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あった時は、その職務を遂行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要とするときには、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(作業部会の設置)

第9条 委員会が必要とするときには、委員会の審議事項を調査及び研究をさせるため、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、泉佐野市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改定のうえ、施行する

【別表】

区分	団体等
学識経験者	
地域福祉団体の 代表者	町会連合会
	長生会連合会
	身体障害者福祉会
	公益社団法人 泉佐野市人権協会
	泉佐野市民生委員児童委員協議会
	泉佐野地区保護司会
	泉佐野市社会福祉協議会
保健・医療・福祉 施設等の代表者	一般社団法人 泉佐野泉南医師会
	泉佐野市民間社会福祉施設協議会
	泉佐野民間保育協議会
公募市民	市民公募委員



## 6 泉佐野市地域福祉庁内推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、庁内関係室課からなる、泉佐野市地域福祉庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、事業の実施に係る検討及び調整に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は別表に定める関係課の課長級の職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、健康福祉部地域共生推進課長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定める者をもってその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、運営を円滑に行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の所掌庶務、構成及び運営方法は、委員会において定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行する。

この要綱は、平成17年6月17日から施行する。

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 名	関係課
市長公室	政策推進課
市民協働部	自治振興課
	危機管理課
	人権推進課
生活産業部	まちの活性課
	環境衛生課
健康福祉部	生活福祉課
	地域共生推進課
	介護保険課
	健康推進課
	国保年金課
こども部	子育て支援課
都市整備部	都市計画課
	建築住宅課
	道路公園課
教育部	学校教育課
	生涯学習課
	青少年課
	スポーツ推進課

## 7 泉佐野市自殺対策庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法を踏まえ、本市における自殺対策を総合的に推進するため、泉佐野市自殺対策庁内推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策推進のための情報交換及び連携協力に関すること。
- (3) 自殺対策に係る普及啓発に関すること。
- (4) その他、自殺対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 推進会議に座長及び副座長を置く。座長は別表に掲げる者のうち、自殺対策事業を所管する者とし、副座長は、別表に掲げる者の中から座長が指名する。

(職務)

第4条 座長は、推進会議の職務を総括する。

2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長が職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、必要に応じて会議を招集し議長となる。

2 会議は、構成員の二分の一の出席がなければ開催することができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 推進会議に、自殺対策についての情報交換を行い、啓発活動その他具体的な取組について検討する組織として実務者会議を置くことができるものとする。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、自殺対策事業の所管課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

部名	課名	職名	備考
健康福祉部	生活福祉課	課長	
	地域共生推進課	課長	◎座長
		障害福祉総務担当参事	
		地域共生担当参事	
	介護保険課	課長	
健康推進課	課長	◎副座長	
こども部	子育て支援課	課長	
		少子化対策担当参事	
市民協働部	人権推進課	課長	
生活産業部	まちの活性課	課長	
教育委員会 教育部	学校教育課	課長	
		学校指導担当参事	
	青少年課	課長	

## 8 策定の経過

年月日	項目	主な内容
令和5（2023）年 5月11日	第1回地域福祉庁内推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画中間見直し策定方針について</li> <li>・自殺対策推進計画の共有</li> <li>・策定スケジュール</li> <li>・アンケート調査について</li> </ul>
6月2日	第1回地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画中間見直し策定方針について</li> <li>・自殺対策推進計画の共有</li> <li>・策定スケジュール</li> <li>・アンケート調査について</li> </ul>
6月30日	第2回地域福祉庁内推進委員会・第1回自殺対策庁内推進会議（同時開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画・地域福祉活動計画及び自殺対策推進計画の進捗状況について</li> <li>・アンケート調査決定稿について</li> </ul>
7月14日	第2回地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画・地域福祉活動計画及び自殺対策推進計画の進捗状況について</li> <li>・アンケート調査決定稿について</li> </ul>
8月14日～ 8月25日	アンケート調査の実施	<p>「地域福祉に課する意識調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象者 満18歳以上の住民2,000人を対象に無作為抽出</li> <li>・調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査票（WEB回答を併用）</li> </ul>
10月30日	第3回地域福祉庁内推進委員会・第2回自殺対策庁内推進会議（同時開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査実施報告について</li> <li>・第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）骨子案について</li> <li>・「地域の暮らしを話す会（住民座談会）」における活動者の意見の報告について</li> </ul>
10月25日～ 11月30日	ヒアリング調査の実施	<p>「包括取り組み状況・課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象 市内地域型包括支援センター 5箇所</li> <li>・調査方法 調査項目を配布～回収し、その後回答結果に基づいて面談調査</li> </ul>

年月日	項目	主な内容
11月10日	第3回地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査実施報告について</li> <li>第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）骨子案について</li> <li>「地域の暮らしを話す会（住民座談会）」における活動者の意見の報告について</li> </ul>
令和6（2024）年 1月12日	第4回地域福祉庁内推進委員会・第3回自殺対策庁内推進会議（同時開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）素案について</li> </ul>
1月20日	第4回地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）素案について</li> </ul>
1月25日～ 2月13日	パブリック・コメント募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ、総務課情報公開コーナー、地域共生推進課窓口で閲覧できるよう配架し、市民の意見を募集</li> </ul>
2月14日	第5回地域福祉庁内推進委員会・第4回自殺対策庁内推進会議（同時開催）	<p>（書面開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリック・コメントの結果について</li> <li>第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）案について</li> </ul>
2月26日	第5回地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリック・コメントの結果について</li> <li>第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）案について</li> </ul>
3月	市議会へ報告	—
3月	中間見直し策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）本編及び概要版の納品</li> </ul>

## 9 自殺予防相談連絡先

### (1) 相談連絡先の一覧

こころの健康に不安を感じたら		
各団体	<u>関西いのちの電話</u> ・24時間、365日 ☎ 06-6309-1121	
	<u>国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター</u> ・金曜午後1時～日曜午後10時 ☎ 06-6260-4343	
	<u>こころの救急箱</u> ・月曜午後7時～火曜午前3時、木曜午後7時～10時 ☎ 06-6942-9090	
	<u>自殺予防いのちの電話（フリーダイヤル）</u> ・毎日午後4時～9時、毎月10日午前8時～翌日午前8時 ☎ 0120-783-556	
大阪府	<u>こころの健康相談統一ダイヤル</u> ・月～金曜（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後5時 （一部のIP電話等からは接続できません） ☎ 0570-064-556	
	<u>こころの電話相談</u> ・月・火・木・金曜（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後5時 ☎ 06-6607-8814	
	<u>若者専用電話相談（わかぼちダイヤル）</u> ・水曜（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後5時 ☎ 06-6607-8814	
	<u>泉佐野保健所</u> ・月～金曜（平日）午前9時～午後5時45分 ☎ 072-462-4600	
	<u>大阪府妊産婦こころの相談センター</u> ・月～金曜（祝日、年末年始を除く）午前10時から午後4時 ☎ 0725-57-5225	
	自死遺族相談（予約制）	
	<u>大阪府こころの健康総合センター</u> ・大切な人を自死で亡くされた方のために、相談員が相談に応じます ・月～金曜（祝日、年末年始を除く）午前9時から午後5時45分 ☎ 06-6691-2818	
泉佐野市	<u>基幹包括支援センターいずみさの</u> ・月～金曜（祝日、年末年始を除く）午前8時45分～午後5時15分 ☎ 072-464-2977	

## (2) 相談機関等の情報

厚生労働省のホームページ「まもろうよこころ」		
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/">https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/</a>	
大阪府のホームページ「ひとりで悩まないで」		
URL	<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/no_nayami/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/no_nayami/index.html</a>	
泉佐野市のホームページ「自殺対策事業について」		
URL	<a href="https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/shogai/menu/jisatu/1588307675076.html">https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/shogai/menu/jisatu/1588307675076.html</a>	
社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会のホームページ		
URL	<a href="https://izumisanoshakyo.or.jp">https://izumisanoshakyo.or.jp</a>	



## いずみさの みんなの絆プラン

【第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間見直し）】

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

編集・発行

泉佐野市 健康福祉部 地域共生推進課

〒598-8550

泉佐野市市場東一丁目1番1号

TEL:072-463-1212（代表）

FAX:072-463-8600

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会

〒598-0002

泉佐野市中庄1102番地

TEL:072-464-2259

FAX:072-462-5400